附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、別記第六号様式、別記第二十号様式及び別記第二十一号様式の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○財務省令第八十号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百五条及び第百四十四条の規定に基づき、政府担保振替国債取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十三日

財務大臣　麻生　太郎

政府担保振替国債取扱規則の一部を改正する省令

政府担保振替国債取扱規則（平成二十三年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「償還期限が八営業日」を「償還期限の六営業日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。